


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫				
件名	東大和市介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施		要綱の一部を改正する訓令について			区分	1 審議事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、介護サービスを利用した生計困難者等の利用者負担額を軽減することにより、福祉の増進を図るものである。</p> <p>令和元年10月1日に生活保護基準が改正されたことに伴い保護廃止となる者について、この要綱が準拠する国及び都の要綱において救済規定が設けられたことから、この要綱においても同様の規定を設ける。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>居住費及び滞在費について全額の軽減を受けていた被保護者が、令和元年10月1日施行の生活保護基準改正により生活保護廃止となる場合に、引き続き居住費及び滞在費を全額軽減するため、附則を追加する。</p> <p>その他、国及び都の要綱に内容を合わせるため、規定の変更及び追加を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日をもって施行日とし、令和元年10月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>生活保護基準の改正に伴い保護廃止となった者が保護受給時と同等の軽減を受けられることにより、福祉の増進が図られる。</p>							
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。